

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	55
(管理番号	55)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携

提案団体

指定都市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。

具体的な支障事例

生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っているところである。
また、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会を行う場合においても、日本年金機構等から取得したデータを、そのまま生活保護システムに取り込みをすることができず、データ加工する必要があることから、現状では収入認定変更業務に効果的に活用できていない。
現行の標準化仕様書においても、条件設定等のデータ加工が必要となっており、標準化システムと年金機構から提供されるデータは連携できないものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保護者の年金額改定に伴う変更処理は、日本年金機構等との情報連携で6月に年金約 26,000 件、12 月に年金給付金約 16,000 件の金額改定に向けた作業、調査、金額改定作業をそれぞれ2か月間の間に行うこととなる。この変更処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

生活保護法第 29 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の 26、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っており、現場職員の負担となっている状況は一緒。標準化システムと年金機構から提供されるデータ連携が行えるようにし、現場職員の負担軽減を図る主旨に賛同する。

○当市においても、被保護者の年金及び年金給付金の金額改定に伴う生活保護変更決定処理を6月と12月に行っている。しかし、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会により、日本年金機構等から取得したデータが複雑かつ情報量が多いもので、これを担当者が扱いやすい形式に毎回手作業で変えており、事務負担も大きい。この処理を簡便化することにより、担当者の事務負担軽減につながる。

○年金改定による収入認定額の変更処理については、改定後の年金受給額を対象者からの申告及びマイナンバーに基づく照会にて把握し、受給額を生活保護システムに入力する必要があるが、対象者は数百名に及んでおり、現業員の事務負担が増加していることから、事務の簡素化が求められる。

○被保護世帯のなかには年金改定額通知書を紛失や処分してしまうなど、収入認定の変更処理を行うための挙証資料の回収に現業員は膨大な時間と労力を費やしている状況である。

○当市でも、同様の状況のため、各種年金および年金生活者支援給付金の認定替処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

○受給者の中には、施設入所中、長期入院中、障害等の理由で年金額改定通知書の速やかな提出が難しい者が多くいる。そのため、年金額改定通知書の提出を省略できれば、受給者の負担の軽減になる。

○現況として、日本年金機構等から取得したデータを生活保護システムに取り込むことができない為、各ワーカーがデータを加工して対応している。提案の実現により、ワーカーの事務負担軽減やワーカーの転記漏れ防止などのメリットがあると考え。また、課題として、機能の追加によるシステム費用の増加が想定される。なお、当市では、令和6年3月31日現在、生保世帯数は1,779世帯、2,123名、うち、高齢者世帯は969世帯、1,019名である。

○年金額改定の時期には改定通知書の収受、認定替えの処理など職員の事務負担が増大します。軽減を図る意味で積極的にゲートウェイの活用を促してはいますが基本は被保護者からの届出の義務となることから一定期間催告します。これに優先し日本年金機構からのデータと標準化システムとの連携、互換性が可能となれば相当の事務軽減になることは間違いないと考えます。

○当県も提案自治体と同様の状況である。生活保護システム標準化に、年金額の変更反映が対応されれば、事務負担が軽減され、処理日数の削減が見込まれる。

○現状として、マイナンバーの情報連携によりほぼ全ての被保護者の年金情報について照会し、生保システムに手入力している。

各府省からの第1次回答

標準化された生活保護システムに、情報連携にて取得した当該受給者の年金に関する情報を連携できるようにすることについては、生活保護システムと地方公共団体における統合宛名システム及び情報連携ネットワークシステム間の連携について整理する必要がある。特に、現状、提案のように、情報提供ネットワークシステムを経由して提供された情報について、生活保護システムへの反映にあたって、加工せずに直接取り込むことを想定した仕様とはなっていない中で、これら複数のネットワークやシステム間連携について、誤りやトラブルなく情報を取り込むことができるようにするためには、技術的に検討を要する点が多い。現状、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込めるような仕様となっていないため、他のシステムやネットワークとの連携を行うための接続部分まで確定させることは難しく、現時点で提案内容を実現することは困難と考えている。

なお、情報提供ネットワークシステムを通じて提供された年金情報を収入認定等に使用する際の具体的な情報項目の使い方・読み方含め、マイナンバー情報連携による情報照会の活用の具体的な方法について、令和6年4月26日の事務連絡「生活保護業務におけるマイナンバー情報照会活用促進マニュアル」の共有及び活用依頼について」によりお示しているところであり、情報連携を活用した業務効率化を引き続き推進してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行、技術的な課題が多いことは認識しているが、システムに手入力しているため、ケースワーカーの負担は大きく、事務処理量も膨大なものとなっている。また一部の福祉事務所に偏った話ではなく、全国の福祉事務所にかかる提案である。全国的に生活保護システムの標準化を進めるなかで、年金事務所システムおよび生活保護システムの仕様について統一する絶好の機会であり、生活保護システムにおいて情報連携で得た年金データを取り込む機能や取り込んだ年金額を各月收入に自動で割り振る機能を付与する等、手入力作業を省力化できるよう、標準仕様書を変更し、反映させるべき事項である。この機を逃すと、双方の接続部分の大幅な改修の機会は当面訪れず、ケースワーカーの事務負担の解消の実現は困難になると考える。今後の生活保護行政を担い、支えるケースワーカーのためにも、積極的に検討していただきたい。

また、技術的検討を進めていただく際には、デジタル庁やシステムベンダからのヒアリングを実施し、実現可能性について具体的に検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

本市においては、日本年金機構等から取得した年金データを生活保護システムに反映させる機能を実装済みである。

本市においては、令和2年度「生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業」補助金を活用したうえでシステム改修を実施し、マイナンバーを利用した情報一括照会により取得した年金情報を生活保護システムへ反映(自動で収入認定情報を作成)させる機能を実装済みである。

改修当初は年金情報の連携がうまくいかなかったこともあり、技術的に難しい面があることは承知しているが、数年稼働し運用も安定してきているため(一括照会による年金情報の取得率97~99%)、当該機能の実装自体は可能であると考えます。

また、当該機能を実装することにより、現に職員の大幅な事務負担の軽減につながっているところであり、本市においてシステム標準化後に当該機能が使用できなくなると、大幅な事務負担の増加や年金反映方法の変更について被保護者への丁寧な説明が必要となる。

標準仕様改版の意見照会時などに再三にわたり当該機能の標準仕様への反映を求めているところではあるが、引き続き当該機能の実装に向けて前向きに検討をお願いしたい。

【特別区長会】

「現状、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込めるような仕様となっていない」とあるが、そもそも国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込まないことが問題であると考えます。

次回の改版時まで「技術的に検討を要する」課題を整理した上で、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を標準仕様書に反映すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めます。

【全国市長会】

国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込んでいないことが問題であるという意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

現時点で課題が多いと考えられることは1次回答でお答えした通りであるが、提案団体や同様の取り組みを既に行っている自治体の具体的なシステム設計などを踏まえ、技術的に可能であるか及び標準化すべきものであるかを検証し、その結果を踏まえ対応を検討することとしたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	62
(管理番号	62)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等

提案団体

埼玉県、山形県、さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、久喜市、八潮市、美里町、神川町

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別弔慰金請求手続について、提出書類への自署・押印を廃止し、マイナポータルを通して又は新たに電子申請窓口を創設し、マイナンバーカードを用いて電子申請できるようにオンライン化すること。
また、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ、受付窓口となる請求者の居住市町村職員が過去の請求履歴及び請求時の詳細(請求者氏名、生年月日、続柄等)に関する情報を援護システムを通して閲覧できるようにすること。

具体的な支障事例

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、自署又は押印の上提出することを求める書類があるため、紙文書で郵送又は窓口への提出を求めており、手続をオンライン化できないことから、休日に申請ができないなど、県民に手続負担が生じている。
特に資料の作成、用意に関しては、請求者の子等、社会人の親族がしているケースが多く、仕事の合間を縫って用意するのは、負担が大きい。
また、請求者が前回請求した者か新規の請求者かで添付資料が異なるが、受付市町村では過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がないため、受け付けた市町村の窓口ではなく、請求書が進達される居住地の都道府県が全市町村の補正対応を行っており、都道府県における受付・入力事務が停滞している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

戦後も79年目を迎え、対象となる戦没者の遺族の高齢化も進み、戦没者の子でさえ80~90代が多い。そのため、戦没者の孫や甥姪が一部代行して手続を行っているケースが少なからずある。
しかし、戸籍謄本の取得や申請書作成に要する情報収集には平日での作業を要するため、支援者の負担となっている。また、マイナンバーカード制度があるにもかかわらず戸籍を求められるなど、政府の進めるデジタル化に沿っていない。
市町村の窓口が開いていないため、休日に申請ができない。
(市町村意見)
県内市町村から以下の意見が挙がっている。
○戸籍の取得において、遠方での取得をする際に郵便でやりとりするため、時間と費用がかかってしまっており、負担が生じている。
○請求者や代行者が請求しやすいように、手続を簡素化して欲しい。
○前回受給者と同じ方が請求する場合、戸籍を添付する必要があるのか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

請求書受付業務の効率化を図ることで、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの向上につながる。
受付市町村職員で窓口において、過去の申請時の情報が分かることで、不足資料の指摘等の指導が行いやすい。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第9条、第11回特別弔慰金事務処理マニュアル（様式集）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市、木更津市、小牧市、兵庫県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○郵送による書類提出に限ることにより受付側と申請側双方の事務負担が多い。
○特別弔慰金の請求受付業務については、請求者に記入していただくべき書類や記入事項の数が多く、1件あたりの対応時間が長くなる傾向にあり、職員の事務負担が大きい。
○過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がない申請について、オンライン化により、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ情報を援護システムを通して閲覧できることで、受付事務の負担軽減となる。
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、書類の作成については、請求者のケースによって添付資料が異なるが、受付市町村ではわからないことが多いため、請求書が受付されるまで時間がかかる。

各府省からの第1次回答

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続については未定であるが、継続されると仮定して以下のとおり回答する。
自署及び押印については、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行について（援護行政関係）」（令和2年12月25日付け社援発1225第3号）及び「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正等について（通知）」（令和3年2月15日付け社援発0215第2号）において周知しているとおり、既に廃止している。
電子申請については、令和7年度当初の受付より利用できるよう検討を行っているところであり、具体的な手続きの実施方法については、今後都道府県と調整を行う。
過去の請求履歴の参照については、請求者の居住地市区町村職員が援護システムを閲覧できるようにする場合、システムの利用機関数等が大幅に増加することから、システム整備等に係る予算面・事務面の負担が一定生じると考えられ、慎重な検討を要するものと考えられる一方、現在でも厚生労働省から前回受給者情報の提供を行っているところであり、当該受給者情報について、受付窓口となる市区町村職員がより利用しやすくなるよう方法等を見直すことにより対応したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子申請について、令和7年度当初より利用できるよう検討中であることは承知したが、請求方法の多様化に伴う混乱が生じることのないよう、自治体向けマニュアルや請求者向けフローチャートを作成するなど、事前準備が必要と考える。
過去の請求履歴の参照については、居住地市区町村職員が援護システムを閲覧できることが事務を迅速化させることとなるため、積極的に御検討いただきたい。
厚生労働省からの前回受給者情報の提供については、「前々回以前の受給有無が確認できない」「県外から転入した前回請求者情報の確認が困難」「県ごとに一覧表での提供であるため、県が居住地別市区町村別に分類する作業が生じる」といった課題が残存しているほか、個人情報保護の観点から、都道府県や市町村を跨ぐ転居をした者の前回受給者情報の取り扱い等の検討も必要となる。これらの課題解決のためには多角的な見直しが必要とされることであるが、次回の弔慰金交付実施が来年度に発生する見込みであることから、見直しのスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

また、現行制度においてすでに提出書類への自署及び押印を廃止していることについては、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

電子申請については、令和7年度より利用できるよう引き続き検討を行う。請求方法の多様化に伴う混乱が生じないよう、自治体向けマニュアルや請求者向けのフローチャートを、都道府県と協議の上、作成し、配布したい。過去の請求履歴の参照に関して、現状都道府県にのみ設置している援護システムをすべての市区町村に設置することは、情報セキュリティ対策の観点から、現行援護システムにおける認証方法、脆弱性対策、保守面の見直し、市区町村と現行援護システムの通信を可能とするネットワーク設計など技術的な課題があり、これらの課題への対応に相当な費用と期間を要することとなるため、慎重な検討が必要と考えている。また、自治体によっては、請求受付事務が全く生じない場合や非常に少数である場合も想定され、費用対効果の観点からも懸念がある。

そのため、過去の請求履歴の参照については、引き続き厚生労働省からの前回受給者情報の提供によることとしたい。情報提供の方法については、ご指摘の懸念点や他都道府県からの意見を踏まえつつ、その方法を検討し、令和6年12月までに結論を得た上で、お示ししたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	90
(管理番号	90)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特別弔慰金請求書の受付事務のDX化

提案団体

大阪府、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別弔慰金の請求書受付事務に関し、国においてAI-OCRとRPA等の活用も検討し、請求書受付処理システムを構築すること等により、都道府県における受付入力及び請求書入力に係る事務の効率化を図ること。併せて、AI-OCR等を活用する場合は、特別弔慰金請求書の様式を、その使用を前提とした読み取りしやすい様式に見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

特別弔慰金に係る都道府県の事務は第一号法定受託事務であり、請求書の様式や援護システムの仕様も厚生労働省が定めた全国共通のものであるが、都道府県が独自に特別弔慰金の請求書受付処理のDX化(AI-OCRとRPAを活用した請求書受付処理システムの構築)した場合の初期費用は国から都道府県に支給される「特別弔慰金等支給事務委託費」の対象外とされている。

【支障事例・制度改正の必要性】

第10回(平成27年～)、第11回(令和2年～)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、3年の請求期間のうち、約6割の請求が初年度に集中した結果、請求書の受付処理に時間がかかり、結果として、初年度の裁定が大幅に遅れるなどの事象が発生した(第10回:提案県の全受付件数53,765件うち初年度32,798件、第11回:提案県の全受付数44,866件うち初年度29,898件)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

請求が初年度に集中した結果、受付に時間を要し、審査・裁定が大幅に遅れ、請求者や窓口となっている府域市区町村を始め他都道府県からも問合せや迅速化を求める意見等を多数受け取ることとなり、これらの対応によりさらに受付や審査業務が圧迫されるなどの支障が生じた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特別弔慰金請求書の受付処理時間の大幅な削減(試算では、受付入力及び請求書入力(簡易台帳出力及びAI-OCRによる読取データの確認等の作業を含む。)所要時間が約半分になる見込み)を図ることができ、速やかに審査業務を行うことにより、受付繁忙期である初年度においても、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの向上に繋がる。

システム構築により、RPAによる自動入力の際、「戦没者等特定方式」の優先順位付けや「戦没者等特定」で類似する氏名がある場合にエラーで返す等の条件付けをすることにより、「エラーではじかれたもの」という視点で職員がチェックでき、膨大な量の入力・確認の過程で発生しがちなヒューマンエラーを防ぐことができる。さらに、

様式の見直しにより、AI-OCR の読取精度の向上とともに受付処理の迅速化につながることになる。
なお、特別弔慰金は高齢化に伴い請求人数が縮小していく事業であるが、他方、戦没者の兄弟姉妹に代わり、甥姪等後順位者からの請求や相続人からの請求等、要件確認が煩雑な請求の増加が見込まれ、前回受給者以外は1件当たりの審査時間は増えることが想定されることから、特別弔慰金請求書の受付処理のDX化による受付処理時間の大幅な削減の必要性は非常に高い。
また、請求件数の多い都道府県が各々DX化を図るより、国においてシステムを構築することが合理的である。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条から第4条まで、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則様式第1号、「第11回特別弔慰金事務処理マニュアル」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、高知県、熊本市、特別区長会

○受付入力1件ずつ手作業で行うため漏れや誤りが生じやすい。

各府省からの第1次回答

請求書受付事務に関して、AI-OCR や RPA 等を活用した請求書受付処理システムを構築することは、現時点では特別弔慰金の令和7年度以降の継続が決定しておらず、予算要求や調達手続き・開発等を行うことができず困難であり、令和7年度以降に行う場合でもこれらに相当な期間を要するため、次回請求期間に実装することは困難であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特別弔慰金は、戦後20年から70年まで10年周期の節目の機会に遺族に支給されており、すでに戦後80年である令和7年度に改正法の施行及び請求受付の開始が予定されている。令和5年8月には、都道府県あて事務処理の迅速化案への意見照会があり、令和6年7月には、とりまとめた迅速化案及び令和7年4月1日施行に向けたスケジュール案が提示され説明会が開催されたところ。スケジュール案を見ると、改正法案の提出、マニュアル・手引きの配付等、準備が着々と進められており、令和7年度以降の継続が決定していないことにより予算要求等が困難との回答に合理的理由はない。
また、提示された迅速化案の内容は、本府や他の都道府県ですでに実施しているものもあり、大幅な迅速化が図られるとは言い難い。本府の提案は、受付処理をDX化することにより省力化を図り、その人員を審査業務にあてることにより裁定までの時間を短縮するものであるため、当提案をご検討いただき、抜本的な事務処理の迅速化を図られたい。
さらに、「令和7年度以降に行う場合でもこれらに相当な期間を要する」とのことであるが、当府にてAI-OCR及びRPA事業者へヒアリングを行ったところ、AI-OCRによる請求書等の読み取り設定及びRPAで援護システムに自動入力するシステムの開発に要する（業者の作業期間）は、3～4か月とのことであった。したがって、令和6年度中から検討し準備すれば、受付初年度である令和7年度に運用を開始することは可能であると思われるため、住民サービスの向上を図る必要性からも、迅速化案の一つとして前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は事務の省力化に繋がる可能性があるが、一方で、AI-OCR等の精度やシステム導入にあたっての県費負担を懸念する意見もある。そのため、これらの意見を勘案しつつ、本提案の検討を求める。

各府省からの第2次回答

AI-OCR等の導入により事務の省力化に繋がる可能性はあるものの、その精度、請求書様式の見直しの要否等必要となる対応、都道府県ごとの事務処理体制や状況、導入する場合に新たに生じる事務負担等の精査、他の都道府県も含めた導入意向の確認等の事前調整に相当な期間を要することから、令和7年度にAI-OCR等を導入することは困難である。

一方、導入の可能性について検討は行っていきたいと考えており、ご提案を踏まえて、次々回特別弔慰金の請求開始時に向けて、上記の点の調査等を行い、導入することが適当か全都道府県と検討を行うこととしたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	139
(管理番号	139)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等

提案団体

今治市、川崎市、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省課長通知により、「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知すること。
その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること。

具体的な支障事例

当市において、介護保険負担限度額認定事務(介護保険法第51条の3:特定入所者介護サービス費の支給)における、非課税年金情報の取得については、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勘案の事務処理)に記載する事務処理方法にて行っている。転入者等の限度額認定を行う際は、転出前の自治体へ紙媒体で照会を行っており、回答までに、おおよそ1~2週間かかっている。また、申請者が同一年内に複数回転居をしている場合は、複数の自治体に対して照会する必要があり、認定までに更に時間を要する。
行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(別表第二の94)において、「市町村長(情報照会者)は、日本年金機構又は共済組合等(情報提供者)に対して、年金給付関係情報であって主務省令で定めるものを取得できる」とされていることから、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勘案の事務処理)にマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化していただきたい。その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式(年金照会画面に「非課税年金情報」の項目を追加するなど)に改めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーの情報連携が可能であることを明確化することにより、事務の効率化を図ることができる。
また、限度額認定までに要する期間を短縮できることから、認定が下りるまでの期間に認定予定者が住居費等を立替える期間が短くなる。もしくは、認定結果が出るまで入居する施設側が住居費を請求しない期間が短くなる。

根拠法令等

・厚生労働省老健局介護保険計画課長通知(令和3年7月5日)

【その他関係法令】

- ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号 (別表第二の 94)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 47 条第 16 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、浜松市、名古屋市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、那覇市

- マイナンバーの情報連携では、年金保険者ごとに4～3月分の年金額が確認できるが、判定には1～12月分を計算し全ての非課税年金を合計する必要がある。国民健康保険団体連合会を經由して送付されている非課税年金情報のように照会すると必要な情報がそのまま確認できるように改めていただきたい。
- 照会・回答に時間や手間がかかっており、改正により認定までの期間短縮及び事務の効率化を図ることができる。
- 紙媒体での照会となるため、認定までに時間を要す。
- 既に高額介護サービス費や介護保険料等では転入者の所得について介護保険システムでマイナンバー照会を活用している。
- 転出前自治体への非課税年金受給に関する照会及び決定の事務に時間を要している。毎年8月の負担限度額認定に関する有効期間更新事務を行う時期は、照会件数が増えることから照会・回答を行うそれぞれの自治体担当者の事務負担も大きい。

各府省からの第1次回答

特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。その上で、御提案のうち「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知することとの指摘については、まずは現行のデータ標準レイアウト(様式B-064)に基づく情報連携によって特定入所者介護サービス費に係る審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。

また、御提案のうち「マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること」との指摘については、その趣旨を「各実施機関が支給している非課税年金の合計額を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が市町村・実施機関(日本年金機構、共済組合等)においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、市町村・実施機関等の関係機関と検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において、「…審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。」「システム面、費用面等の観点から可能であるかについて、関係機関と検討をおこなってまいりたい。」とあるが、本提案における支障解決については前向きに対応いただけるという認識ですが、よろしいでしょうか。また、その場合、具体的にどのようなスケジュールで検討予定であるのかを御教示いただきたい。

本提案の実現により、行政事務の効率化及び住民の利便性向上に資すると考える。令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における重点課題(P6)として挙げられている「人口減少及び労働力不足(リソースの逼迫)」において、労働力が不足し公共サービスが維持できなくなることが懸念されており、業務改善による効率化が求められている。また、重点課題に対応するための重点的な取組(P10)の「(1)デジタル共通基盤構築の強化・加速」においては、行政関連手続きについて、紙や訪問・対面等が介在する余地をなくし無駄・不便を徹底して除去していくとされており、マイナンバーカードは一人一人に最適化された利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために重要な基盤である(P10)と記されていることから、デジタル社会の実現に向けた取組推進においても本提案の実現は必要不可欠であると考えられる。

追加共同提案団体から示されたように、介護保険負担割合、高額介護サービスや介護保険料等では、既に転入者の所得を介護保険システムでマイナンバー照会を活用していることから、本提案に係る事務においてもマイナンバーによる照会が可能となることで多くの自治体において作業の効率化が実現できる。全ての業務を一体的にマイナンバーで照会ができるよう是非前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】

マイナンバーの情報連携により「非課税年金情報」の把握が容易になれば、事務の効率化の観点からみると効果は大きい。しかし、導入にコストに係る場合には、費用対効果を考え、財政部門等、関係機関と調整のうえ、国の動向に合わせて実施を検討する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

本提案の支障解決に向け、前向きに検討していきます。
その上で、まずはシステム面、費用面等の観点について確認し、実現可能な解決方法について検討した上で、対応スケジュールをお示ししていきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	205
(管理番号	205)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなどを行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)
これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。
特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)
このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。
また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要が生じるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第 1 次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。
なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 26 条第 2 項は「できる規定」であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定から、事務委任に当たっての都道府県知事の同意については、国の一方的判断で決まって

いるものではない旨、法令に明記されていることから、制度の見直しは要しないものとする。なお、各府省庁に対し、上記法令の趣旨について通知等による周知を検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	206
(管理番号	206)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

提案団体

郡山市、愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担に及びざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乘せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票(納付書)により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例
電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料(個人負担分及び事業主負担分)、国有林借地料、借入償還金(国土交通省分)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和27年大蔵省令第141号)第9条
国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第12条
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月29日総行行第85号総税企第35号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

○提案団体より示されている手数料等の納付方法に対する回答

1. 総務省

・電波利用料については、すでに口座振込(注)が可能となっているため、ご要望には対応済みといった認識である。

注:ここで言う「口座振込」は、次の2つを意味すると考えられるが、電波利用料においてはいずれも可能。

(1) 納付義務者が保有している金融機関の口座に、いわゆる「口座振替」を設定し、支払日が到来したら、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの。

(2) 毎回、請求がある度に、納付義務者が保有している金融機関の口座から、ATMやインターネットバンキング機能などを利用して、当該金融機関に支払いを指示し、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの(=いわゆるペイジー利用による口座振込)

なお、(1)の根拠規定は、電波法第103条の2第23項。(2)の根拠規定については、現行法上、(特に規定をおかずとも)可能(=根拠規定なし)。

<参考> 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律についてのガイドライン(令和4年10月18日デジタル庁)によれば、インターネットバンキングは、手続きがオンラインで行われるといった特殊性を除けば納付義務者本人による現金支払いと同視することができるとしている。その上で、財政法には、デジタル納付を妨げる規定はなく、個別法において(印紙払いによる納付に限る等の)現金以外の納付方法に限る規定がなければ可能としている(P3)。なお、電波法においては、そのような現金以外の納付方法に限る規定はない。

口座振込の周知については、注(1)及び注(2)のいずれについても、納付義務者に直接送付している納付書や、同封しているリーフレットに記載する形で実施している。また、総務省 電波利用ホームページなどにおいても、実施している。

2. 財務省

・消費税確定申告等により納税者が国税を納付するに当たっては、納付書・現金を用いない納付手続としてダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付手段を用意しているところ、特にダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)については、税務署に事前に届け出ることによって予め指定した口座から口座引落としにより国税の納付が可能である。

・国有財産貸付料は、国有財産法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

3. 文部科学省

・被災者支援総合交付金は予算補助であり、その額の確定に伴う返還金は、現状、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等による納付にのみ対応しているところ、当該納入告知書等においてペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

4. 厚生労働省

・社会保険料のうち労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。

加えて、電子申請によって労働保険料に係る申告を行う場合や労働局から送付される納入告知書等を用いる場合は、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

・社会保険料のうち厚生年金保険料については、厚生年金保険法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、日本年金機構から送付される納入告知書については、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(同法上は、自治体による納付についても妨げられるものではない)

5. 農林水産省

・国有林野貸付料は、国有財産法第 23 条第 2 項において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

6. 国土交通省

・借入償還金は、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(参考)公金の納付方法に関する法令上の定めについて

「根拠法令等」欄に記載された歳入徴収官事務規程第 9 条及び国税収納金整理資金事務取扱規則第 12 条は、納入の告知を文書で行う旨を示した規定であり、具体的な納付方法を規定しているものではない。

また、国の収入について規定している財政法においても、収入の納付方法について何ら制限を設けておらず、振込を含むデジタル納付を行うことは、財政法においても妨げられていない。

実際のところ

・官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等においては、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)が可能

・個別法に現金以外の納付方法(印紙や証券)に限る旨の規定がある歳入等の納付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)や情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和 4 年法律第 39 号)に基づき主務省令で定めることにより、インターネットバンキングによることが可能

・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づき主務省令で定めた場合には、クレジットカード決済等(クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済及びコンビニ決済)による納付が可能

となっているところであり、手数料等の納付方法については、各省各庁が自ら選択しうる状況にある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 4 年 3 月 29 日付総務省通知の趣旨を踏まえ、インターネットバンキング等の情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

一方、現状では電子記憶媒体(DVD)を利用した口座振込の方法(当県の場合)を実施しており、インターネットバンキングの活用によって財務会計システムの改修等新たな経費負担の発生が見込まれることから、インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法についてご検討いただきたい。

ペイジー利用による支払の場合、インターネットバンキングを使用する際の新たな経費負担発生や、資金前渡により現金で支払う場合のセキュリティーなど課題もあるが、情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第 2 次回答

インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法について

金融機関における国庫金の領収済データについては、ネットワークを通じ、金融機関から日本銀行を經由し官庁に送信されるところ、領収済データは納入告知書等に印字されている各種番号に紐付いており、当該データ

に基づき、官庁は債権情報の突合や収納登記を行っているため、支払い口座（振込先の金融機関名・支店名・口座番号や振込金額）のみを指定した口座振込に対応することは困難である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

整理番号	271
(管理番号	271)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

事故繰越し審査における柔軟な対応

提案団体

札幌市、仙台市、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故繰越しの対象とするなど、事故繰越し要件の解釈の緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行の取扱いについて】

現行の財政法上の繰越し制度において、学校施設環境改善交付金の繰越しとして活用できる手法は、①明許繰越し及び②事故繰越しがある。

①明許繰越しは、採択を受けた国庫補助事業の予算年度の翌年度までしかできず、事業実施の前年度の予算で採択を受けた場合(補正予算前倒し又は本省繰越し予算)は、事業実施年度には既に明許繰越しを行っているため、工事実施翌年度への明許繰越しができない状況。

②事故繰越しは、明許繰越しをした経費についても更に事故繰越しをすることは可能であるとされているが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならぬものという要件が付されており、活用可能な事例が限定的。

【制度改正の必要性・支障事例】

事業実施の前年度の予算区分により国庫補助金の採択を受けた場合、翌年度に工期延長をせざるを得ない状況となっても、当該補助金の明許繰越し及び事故繰越しができず、自治体単独の財政負担が増加し、円滑な事業実施に支障をきたす。

当市の令和5年度事業(小学校1校・中学校1校)において、事業実施の前年度に補正予算前倒しを行った事業について、人手不足等が原因の入札不調により工期延長をせざるを得ない状況となったため、事故繰越しに関して北海道財務局と事前協議を行ったが、事故繰越し要件を満たさないという結論に至り、事業を一旦中止して見直しせざるを得ない状況となった。

【支障の解決策】

人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故繰越しの対象とするなど、事故繰越し要件の解釈を緩和することで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業実施の前年度の予算区分で採択を受けた事業について、事業実施年度後に、年度を跨る工期延長が必要な場合が生じても、採択された国庫補助金の効果的な執行ができるほか、自治体単独での財政負担や事業中止のリスクが減少し、安定した事業推進が可能となることが見込まれる。

根拠法令等

財政法第 14 条の3及び第 42 条ただし書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、川崎市、浜松市、防府市、高松市、宇和島市、八幡浜市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても、前年度の補正予算の採択を受けた大規模改修事業について、令和6年度に繰越し、年度当初に入札を実施しているが、昨今の人手不足の影響により、応札者がいないため、入札不調が3件発生している状況であり、再度の入札で不調となると、貴市と同様に工期延長ができないために、事業中止となるリスクが高く、今後の学校施設全体の整備計画への影響が大きい。

○令和5年度において、前年度に補正予算前倒しを行った学校施設環境改善交付金事業について、入札不調等により当初の工期より大幅に遅れ、年度末で工事が完了した事例があった。今後も入札不調等により工期を延長しなければならない事態が想定される。

○人手不足等が原因で入札不調になり、未契約となった場合、繰越ができず自治体単独の財政負担が増加し、円滑な事業実施に支障をきたす。

○当市においては、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、災害復旧工事等の需給逼迫に伴う資材不足や人材不足の影響のため、入札不調が増加している。事故繰越し要件の解釈の緩和が図られる場合、市単独での財政負担や事業中止のリスクが減少し、安定した事業推進が可能となることが見込まれる。

○当市でも電設資材の納入の遅れにより事故繰越を検討したが、結果事故繰越をする必要には至らなかった案件があった。今後の事業において同様に資材の納期の遅れにより、事故繰越をせざるを得ない可能性があるため、手続きの緩和を求める。

○【制度改正の必要性】

現在県内では、民間事業者による大型工事の影響で労働需要の急増に伴う作業員不足、また建設資材の確保が難しい状況である。今後も上記要因はさらに続く見込みであるため契約の不調、工事の遅れが発生することは考えられる。本省繰越予算にて採択された予算を繰越す場合、事故繰越を行うしかなく、その場合要件が厳しく安定した事業継続が難しくなる。よって、事故繰越について要件の緩和と手続きの簡素化を求めるもの。

各府省からの第1次回答

事故繰越は財政法にその要件が規定されており、①年度内に支出負担行為がなされているものであること、②支出負担行為後の避け難い事故のために年度内に支出を終わらないものであること、の2つの要件を全て満たしている場合に限り認められるものです。

要件②の「避け難い事故」の範囲については法令上明確にされていませんが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならぬものと考えられ、また、事故という言葉からも非常に限定的なものと解されています。「避け難い事故」の内容は様々であることから、案件ごとに個別具体的に事故繰越しの要件を満たしているか判断を行うこととしており、要件を満たしていると判断した場合に事故繰越しを認めることとなります。ご要望の「事故繰越し要件の解釈の緩和」については、「避け難い事故」の内容を個別に判断を行っていることから、例えば入札不調であっても、その入札不調となった背景に「避け難い事故」と判断できる要因があれば事故繰越しを認めることになるため、現在の運用でも柔軟な対応が可能と考えています。なお、財務省としては、繰越した後の予算を各府省庁が早期に執行（交付決定等）することで、自治体における事業期間を十分に確保することが重要と考えており、各府省庁が参加する会議の場などを通じて、繰越予算の早期執行を周知しているところです。

財政法（抄）

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれ

に関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

札幌市の例として、令和5年度に工事着手を予定していた学校施設の長寿命化改良事業2校について、建築・設備業界の慢性的な人手不足に加え、千歳市におけるラピダスの建設や札幌市の駅前再開発に人材が集中していることによる人手不足により、入札不調となり工期を後ろ倒しせざるを得ない状況になった。慢性的な人手不足の影響については、入札不調対策を行い、ここ数年では長寿命化改良事業において繰越しを要するものは無く、上記人手不足による影響が表面化したのは令和5年度に入ってからである。近年、文部科学省の交付金事業については、前年度に本省にて明許繰越措置済みとなった交付金が交付されるケースがある。この場合、地方自治体は明許繰越ができないため、次年度に予算を繰越すためには、事故繰越を行う必要がある。北海道財務局に対して事故繰越の可否について事前協議を行ったところ、事故繰越制度は、繰越ガイドブックに示されている突発的な異常気象や工事現場での障害、住民や地権者等関係者との調整等に起因するものが対象であり、基本的に入札不調は事故繰越の対象として想定していない。事故繰越の要件である「避け難い事故」については、当該年度中に発生したものと定められており、千歳市におけるラピダスの建設や札幌市の駅前再開発は令和5年度よりも前に発生している事由であるため、これらを要因とする人手不足が当該年度中に発生した避け難い事故とみなすためには、入札不調が当該事由により発生したことについて客観的な証拠を示す必要がある。加えて、事故繰越の事前協議を行う前提として、確実な工事発注について見通しを示す必要がある。旨の見解が示された。地方自治体としては、老朽化した施設の維持更新に係る事業費の平準化に加えて、財源として国庫負担・交付金の活用が必須であるが、当市における支障事例のような外的要因による入札不調に関しては、入札行為を行う以上確実な工事発注の見通しを担保することは困難であることから、地方自治体が計画的に事業を推進できるよう、事故繰越の柔軟な対応については、改めて各地方財務局との密な連携を取っていただくとともに、入札不調においても「避け難い事故」と判断できる要因により事故繰越を認めることができる場合があれば、繰越ガイドブックに事例を掲載する等、周知・徹底をしてもらいたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】
関係府省と自治体の間において、また関係府省間において、事故繰越しの可否の判断基準が十分に共有されておらず、最終的に事故繰越し不可の結論に至るまでに、自治体が多大な時間と事務量を費やす事例があった。入札不調は全国的に発生している深刻な問題であり、現行制度の枠組み内でも柔軟な対応が可能と考えられる部分については、実際に入札不調で事故繰越しが認められた具体例を示して周知するなど、現場の実情を踏まえた対応を検討していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
また、現行制度の枠組み内でも柔軟な対応が可能と考えられる部分については、その旨十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

第1次回答の通り、財政法上の事故繰越しの要件である「避け難い事故」は、社会通念上「避け難い事故」と判断されるものでなければならないものと考えられ、また、事故という言葉からも非常に限定的なものと解されています。審査側としては、単に「入札不調が起きた」ということだけでは財政法上の要件を満たすと判断することは難しいですが、例えば入札不調となった背景に社会通念上「避け難い事故」と判断できる要因があり、それが事故事由であるとの説明があれば、事故繰越しを認め得ると考えられます。なお、事故繰越しの事例としては、繰越ガイドブック参考資料編に掲載しているところであり、入札不調に関する例はP112に掲載しています。また、繰越ガイドブックは令和6年6月に4年ぶりの改定を行い、「2. 事故繰越し

の事例」の部分においても事例ごとのポイントとなる部分に下線を引いて示すなど、申請者にとってわかりやすいものとなるよう工夫しております。

繰越ガイドブックについては、財務省 HP に掲載しているほか、各財務局等が開催している繰越説明会等の場において周知しているところですが、今後もあらゆる機会をとらえて積極的に周知を図っていく所存です。